

スリランカ特定技能外国人に係る手続の流れについて

○スリランカから新たに受け入れる場合

スリランカ海外雇用局 (SLBFE)

⑦ 海外労働登録
(※1)

日本の
特定技能所属機関
(受入機関)

① 雇用契約の
締結

④ 在留資格認定
証明書の送付

申請人

帰国した技能実習2号又は
3号を良好に修了した者

試験に合格した者

② 在留資格認定証明書
交付申請

③ 在留資格認定証明書
交付

地方出入国在留管理局

⑤ 査証申請

⑥ 査証発給

⑧ 出国

在スリランカ日本国大使館

特定技能外国人として入国

○日本に在留する方を受け入れる場合

スリランカ海外雇用局 (SLBFE)

④ 海外労働登録
(※1)

日本の
特定技能
所属機関
(受入機関)

① 雇用契約の
締結

申請人

技能実習2号又は
3号を良好に修了した者

試験に合格した者

② 在留資格変更許可申請

③ 在留資格変更許可

地方出入国在留管理局

(※1) 労働者の旅券・ID番号、就労先の企業情報、雇用条件・雇用期間などを登録するとのことです(オンライン)。

(※2) 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>